

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

平成26年7月14日制定
最終改正令和7年2月1日

(目的)

第1条 この要領は、館山市が発注する工事（以下「市発注工事」という。）に係る現場代理人の工事現場への常駐義務緩和の要件及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務緩和の要件)

第2条 建設工事請負契約の締結後において、次の各号に該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。

- (1) 現場施工に着手するまでの期間
(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)
- (2) 工事を全面的に一時中止している期間
(自然災害の発生、埋蔵文化財調査等)
- (3) 工場製作のみが行われている期間
(橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般)
- (4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (5) 請負金額が500万円未満の工事。ただし、特記仕様書等に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

2 当該工事の現場代理人が他の市発注工事、国又は地方公共団体発注工事（ただし、国又は地方公共団体の発注者の承諾が得られている場合に限る。）の現場代理人（主任技術者、監理技術者又は建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を兼務する場合を含む。）を兼務することについて、受注者から届出があり、次の第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。

また、工事の対象となる工作物等に一体性が認められ、新たに随意契約を締結する場合又は全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合については、これら複数の工事を一の工事とみなすものとする。

ただし、特記仕様書等に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

- (1) 建設業法施行令第27条第2項の規定により、同一の専任の主任技術者が二以上の工事を管理するものであるもの。
- (2) 次のアからウの全ての条件を満たすもの。
 - ア 兼務する工事は、前項第1号から第4号に該当するものを除き、全て請負金額が4,

500万円（建築一式工事においては9,000万円）未満であること。

イ 兼務する工事の現場は、安房郡市（館山市、南房総市、鴨川市及び鋸南町）内にあること。

ウ 対象工事は、当該工事を含め3件までとする。ただし、前項第5号に該当するものは件数に含まないものとする。

- 3 当該工事の現場代理人が、他の工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を兼務することについて、受注者から届出があったときは、前項第2号に該当する場合に、現場代理人の常駐を要しないものとしてすることができる。

（事務手続）

第3条 受注者は、現場代理人を兼務させようとするときは、現場代理人兼務届（別記第1号様式）を、当該兼務に係る市発注工事を所管するそれぞれの部署に提出しなければならない。

- 2 受注者は、当該現場代理人の兼務を解除したときは、現場代理人兼務解除届（別記第2号様式）を、当該兼務に係る市発注工事を所管するそれぞれの部署に提出しなければならない。ただし、現場代理人の兼務の解除が、竣工又は契約解除による場合、提出は不要とする。

- 3 受注者は、兼務に係る現場代理人が病気、死亡、退職等のやむを得ない理由によりその職務を遂行することができなくなった場合には、新たな現場代理人を選任の上、現場代理人変更届（別記第3号様式）を、当該兼務に係る市発注工事を所管するそれぞれの部署に提出しなければならない。

- 4 現場代理人が他の工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を兼務しようとするときは、第1項から第3項の規定を準用するものとする。

（現場代理人兼務届等の省略）

第4条 市発注工事を兼務する場合は、一の工事における現場代理人兼務届又は現場代理人兼務解除届の提出により、他の工事における提出は省略することができるものとする。

（現場代理人の兼務の取消し等）

第5条 発注者は、現場代理人の兼務により、現場の管理体制に不備が生じたと認めるとき、又は不良な工事となる恐れがあると認められるとき若しくは不良な工事となったときは、当該現場代理人の兼務の取消し、工事成績への反映、指名停止その他必要な措置を行うものとする。

（現場代理人の責務）

第6条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではない。

附 則

- 1 この要領は、平成26年8月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。
- 2 現場代理人の兼務に関する事務取扱要領（平成25年10月31日制定）は、廃止する。
- 3 この要領の適用の日前に現場代理人等の兼務が認められている市発注工事については従前の例による。

[沿革]

平成28年5月27日一部改正	平成28年6月1日施行
平成29年1月30日一部改正	平成29年1月30日施行
平成30年5月1日一部改正	平成30年6月1日施行
令和4年12月19日一部改正	令和5年1月1日施行
令和5年3月27日一部改正	令和5年4月1日施行
令和7年2月1日一部改正	令和7年2月1日施行